



2025 年 3 月 25 日

各 位

株式会社 鳥取銀行

人事制度の改定について

～多様性を認め合い、一人ひとりが能力を最大限発揮できる組織へ～

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）は、中期経営計画「for the FUTURE～未来に向けて～」の重点テーマである「人的資本経営の実践」の一環として、多様な人財が活躍できる職場環境の整備を目的に、人事制度を改定しましたのでお知らせいたします。

本改定は、全従業員を対象に実施した意識調査や、従業員からの個別の要望を踏まえ、育休取得応援金や新たな休暇制度の導入等により、育児・介護・不妊治療等と仕事との両立を支援するものです。

当行は今後も、多様性を認め合い、一人ひとりが能力を最大限発揮できる組織づくりに取り組み、「地域社会の発展を力強くリードするコンサルティングバンク」を目指してまいります。

記

1. 主な改定内容

（1）育休取得応援金の導入

・男性従業員が育休を 1 ヶ月以上連続取得した際、当該従業員が所属する職場（部店）へ育休取得応援金 10 万円を支給する制度を導入する

（2）ウェルネス休暇制度の導入

- ・従業員が育児・介護・健康管理等の理由で休務する際に利用できる休暇制度を導入する
- ・取得事由は不妊治療、家族の看護・介護、子の慣らし保育、人間ドック・がん検診（再検査を含む）、更年期障害による体調不良、犯罪被害支援（本人・家族）、ホルモン治療・性別適合治療等
- ・休暇は取得事由により、特別休暇または積立休暇扱いとする

（3）短時間勤務制度の選択肢の追加

・小学校 3 年生終了までの子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度について、現状の 6 時間勤務に加えて、7 時間勤務を選択可能とする

（4）同性パートナーを配偶者と同等の取扱いとする改定

・パートナーシップ制度等を導入している自治体で発行される証明書により、慶弔・休暇等の取り扱いを同性パートナーと配偶者で同等とする

※パートナーシップ制度とは、自治体が性的マイノリティのカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度

2. 改定日

2025 年 3 月 25 日

以 上

《本件に関するお問合わせ先》
人事部（小谷）・経営統括部（片寄）
TEL：0857-37-0279・0260